

預金保険機構業務方針

(対象期間：2023年4月～2024年3月)

預金保険機構（以下「機構」という。）を取り巻く環境は、金融商品、金融活動等の多様化・高度化が進展する一方、人口減少等による構造的な経済社会の変化、地政学リスクによる世界的な不確実性の高まりなどの影響もあり大きく変容している。機構は、こうした状況下においても機構に求められている役割を適切に果たしていく必要がある。

このため、業務を進めていくに当たっての指針として、以下の通り2023年度を対象とした業務方針を定める。

1. 金融機関等の破綻処理等

1-1. あらゆる事態に対応する預金者保護や破綻処理の態勢の整備・強化

① 破綻処理スキームと金融整理管財人業務等について、預金者保護の観点に立ち、金融商品、金融活動、金融機関業務等の多様化、高度化等に沿った対応ができるよう、預金保険制度の枠組みや運用に関連する諸課題の整理・検討を行いつつ、継続的に運用の改善を行うなど破綻処理への機構の対応力の維持、強化を図る。

また、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について、引き続き関係当局等と連携しつつ、対応力の強化を図る。

② 破綻処理に係る業務のデジタル化の推進について、必要な検討を進める。

1-2. 破綻時に備えた各金融機関の態勢整備のフォローとその強化に向けた働きかけ

確実かつ円滑な破綻処理を実行するため、各金融機関が講じなければならない破綻処理に係る態勢整備について、「立入検査」「改善ヒアリング」「システム検証」「研修・助言等」の各施策を通じて日頃よりフォローし、その強化が図られるよう、働きかけを行い、必要な助言等を実施する。また、これらの実施に当たっては、必要に応じリモートの手法も活用する。

なお、立入検査は、対象先の選定や検証範囲・深度にメリハリをつけるとともに、各施策を通じて確認した事項の活用やオフサイトでの事前準備の充実などにより実効性・効率性を向上させる。また、その実効性等について、検査モニター等において金融機関ヒアリングを実施し、検査業務等の自己改革を進めていく。

1－3．破綻処理訓練等の実施

- ① 金融整理管財人業務の質的向上を図り、有事の際の適切な対応力を平時の段階から整備していくために、関係当局や関係団体等との連携を更に深めるとともに、実務訓練・研修等を充実・強化する。
- ② 概算払等の支払事務や資金援助など破綻処理に備えた業務に関する実践的な訓練等の実施を通じ、その実効性等を検証し、有事対応力の維持・強化を図る。

1－4．破綻金融機関等から取得した資産の適切な管理・回収、処分及び責任追及等

- ① 破綻金融機関等から取得した債権については、顧客保護の観点も踏まえつつ、適切な管理・回収を実施するよう、整理回収機構に対して必要な指導・助言を行う。
また、破綻金融機関等から取得した株式等については、国民負担の最小化の観点、市場への影響等を踏まえつつ、適切に管理・処分を行う。
さらに、資本増強のために引受け等を行った株式等については、国民負担の回避、経営の健全性の維持、金融システムの安定性の確保等を踏まえつつ、適切に管理・処分を行う。
- ② 弁済能力がありながら返済を拒み資産情報の開示にも応じない不誠実な債務者や反社会的勢力等が関与する債務者など悪質な案件の調査に重点を置き、深度ある財産調査並びに回収に関する指導・助言を適切に実施することにより、整理回収機構の債権回収の極大化を支援する。
また、反社会的勢力等が関与する債務者や悪質な回収妨害等の案件については、同機構とより緊密な連携を図りながら、必要な支援を行い厳正に対応する。
- ③ 破綻金融機関等に係る徹底した調査を実施して破綻に至る経緯等の解明に努め、民事・刑事上の責任追及業務を適切に実施する。加えて、同調査においても多様な破綻処理の在り方や金融機関におけるデジタル化の進展に、即応できる態勢の整備及び調査手法の向上に努める。

1－5．調査研究活動

破綻処理への機構の対応力を強化するため、金融機関情報の収集、分析を適切に行うとともに、預金保険制度や破綻処理に関する調査研究を行う。

その際には、調査の範囲を拡大するほか、職員のリサーチに関する専門性を向上させることによって、海外関係機関の発信情報も参考にしながら、破綻処理実務に関する知見の集積を図る。

2. 機構に期待される様々な業務への対応

2-1. 金融機能強化法に基づく対応

- ① 金融機能強化法に基づく資本参加（申請期限：2026年3月31日）については、新型コロナウイルス感染症等に関する特例も含め、関係当局と連携して適切に対応する。また、同法に基づき引受け等を行った株式等については、国民負担の回避、経営の健全性の維持、金融システムの安定性の確保等を踏まえつつ、適切に管理・処分を行う。
- ② 金融機能強化法に基づく資金交付（申請期限：2026年3月31日）については、関係当局と連携して適切に対応する。

2-2. 金融業務支援への対応

- ① 特定回収困難債権の買取り等業務については、金融庁や関係団体と連携しつつ、必要に応じて制度運用の改善を図り、金融機関に対し制度の積極的な活用を促しながら、業務を着実に実施する。
- ② 金融機関からの照会に応じて反社会的勢力に係る情報を提供する業務の適切な実施に努める。
- ③ 振込利用犯罪行為の被害者の財産的被害の迅速な回復に資するため、関係当局や関係機関等と連携しつつ、適切かつ円滑な公告を実施するとともに、預保納付金の適切な収納及び支出に努める。
- ④ 休眠預金等移管金の収納、休眠預金等交付金の交付、準備金の積立て等の休眠預金等管理業務を適切に実施する。

2-3. 口座登録法及び口座管理法に基づく対応

マイナンバー関連業務である口座登録法及び口座管理法に基づく業務の開始に向け、口座情報連携システムの整備に取り組む。また、2023年度から先行開始される業務を含め、関連業務を着実かつ円滑に行えるよう、事務取扱手続及びシステム運用に係る事項につき関係当局や関係団体等と調整を図る。

3. 国内外関係機関との連携の強化

3-1. 国内関係機関との連携強化

- ① 破綻時に迅速な対応ができるよう、平時より、関係当局との間で、制度や運用の改善を見据えた意見交換等を実施し、連携強化を図る。
また最近の施策や金融機関の動向を広く把握するため、関係機関等との接点を拡充する。
- ② 金融機関からの照会及び相談案件について、総合窓口を設置することにより、速やかかつ丁寧な対応に努める。
- ③ 整理回収機構の業務が適切に実施されるよう連携を深めるとともに、必要

な指導・助言を行う。

- ④ 地域経済活性化支援機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の業務の適正かつ効率的な実施に協力する。
- ⑤ 関係会社に対する議決権の行使に際しては、法令等の目的に沿った業務運営が行われているかなどの点に留意し、関係当局と連携しつつ適切に行使する。

3-2. 海外預金保険機関等との連携強化

- ① 国際預金保険協会（IADI）で扱われる重要な政策課題に係る議論に対して引き続き積極的に関与していくほか、議長を務めるアジア太平洋地域委員会（APRC）においては域内の戦略目標策定作業を主導する。
- ② 我が国で開催する国際会議の円滑な運営を通じて、預金保険機関間の国際的な連携・協力を一層推進する。
- ③ 個別面談や書簡交換（MOU・EOL）の活用等を更に進め、海外預金保険機関とのバイラテラルでの連携・協力関係を深化させていく。

4. 健全かつ適切な業務運営等

4-1. 健全な財務の運営、組織の効率的な運営の強化

- ① 長期的に機構の財政（一般勘定）が均衡するよう預金保険料率を適切に設定し、預金保険料を原資とする責任準備金について、その積立目標に向け着実な積立てを行う。
- ② 健全な財務の運営や財務に関する業務の合理化に取り組みつつ、破綻処理等に適切に対応できる予算作成・執行管理を行う。
- ③ 資金運用は、引き続き安全性・流動性を重視しながら、運用環境の変化への適切な対応に努める。資金調達は、資金需要を踏まえた効率的な調達に取り組む。
- ④ 業務方針及び環境変化に対応した組織・人員体制を構築することにより、組織の的確かつ効率的な運営に努める。

4-2. 各種システムの整備・改善、情報セキュリティ対策の強化

- ① 主要システムの開発案件について計画に基づいて着実に実施するとともに、各開発プロジェクトにおける移行リハーサルの入念な実施、本番稼働後の障害対応手順の定期的な見直しを行う。さらに、既存のシステムも含めた、各種システムの安定稼働の確保に取り組む。
- ② 基幹システムの更改プロジェクトにおいて、既存アプリ等の資産を有効活用することで、品質を確保するとともに、開発規模の軽減を図りコスト削減を目指す。
- ③ 巧妙化・複雑化が進むサイバー攻撃の脅威への対応や、機構における DX

(デジタルトランスフォーメーション)の検討状況等を踏まえ、必要な取り組みを的確かつ効果的に実施することにより、更なる情報セキュリティ水準の向上を図る。

4-3. 災害発生時における業務継続体制の確立

- ① 自然災害等が発生した場合など、有事における業務継続体制を引き続き点検・整備する。
- ② 資金決済等に関する業務を適切に遂行できるよう、業務継続計画の所要の見直しを行い、引き続き関係部署及び関係機関と連携して業務継続訓練等を実施するなど、機構の強固な業務継続体制を構築する。
- ③ マイナンバー関連業務の開始に向けて、関係部署と連携し、バックアップ態勢の整備についても検討を進める。

4-4. 預金者及び国内外の関係者に対する情報発信の充実

- ① 預金保険制度及び機構の役割や業務等について、預金者等の理解をより一層深めるため、ホームページやソーシャルメディア等を活用し、預金者等の目線に立った分かりやすい広報の実施に努める。また、金融機関等と双方向の情報交換ができる環境整備に努める。
さらに、英語版コンテンツの充実等により、日本の預金保険制度や機構の活動、機構による調査研究結果についても、広く海外に情報発信する。
- ② 機構ホームページの更なる利便性の向上を目的として、一般利用者向けコンテンツを全面的に見直す等のリニューアルを実施する。
- ③ 海外預金保険機関からの照会に適切に対応するほか、海外セミナー等イベントへの登壇・参加要請に対しても可能な限り積極的に対応する。

4-5. 業務運営の適正確保に向けた取り組み

- ① より充実したコンプライアンス体制の整備に向け、現行の内部規程の見直し等の検討に取り組む。
- ② 役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させ、より適切な行動が定着するよう研修等の実施に努める。
- ③ 毎年度、監査対象部署の業務及びその体制が、コンプライアンスや業務効率化等の観点から適正なものとなっているかどうかを確認するため、内部監査の実施に取り組む。

5. 社会経済の変化に応じた組織の改革

5-1. 業務効率化・働き方改革

業務フローの実態や職員のニーズを丁寧に把握しながら、ペーパーレス化、リモートワーク、会議のオンライン化、システム等の改善など機構内の業務

効率化・働き方改革等を引き続き推進する。

5－2．人材の確保・育成、組織活性化

- ① 職員としての基本的知識や個々の業務に必要な専門的知識の付与を目的とした研修を実施するとともに、関係当局や関係機関との積極的・計画的な人事交流や採用等を推進することで、組織活性化や職員の能力向上を図る。
- ② 縦割り意識を排し、多様なバックグラウンドを持つ職員がそれぞれの能力を最大限発揮できる環境を整備する。

5－3．SDGs・ESGの考え方に沿った取組み

本業務方針に基づく業務の実施に際しては、SDGs や ESG の考え方に沿って取り組む。